

禁制品

以下のものについては、関税法でその輸入が禁止されています。
これらの禁止されているものを輸入した場合には、関税法等で処罰されます(関税法の罰条)。

輸入してはならない貨物 (関税法第69条の11)

▶ 主管: 税関 <http://www.customs.go.jp/>

禁止品目	
1.	麻薬、向精神薬、大麻、あへん、けしがら、覚せい剤 及び あへん吸煙具
2.	けん銃、小銃、機関銃、鉄砲、これらの銃砲弾 及び けん銃部品
3.	爆発物
4.	火薬類
5.	化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第2条第3項に規定する特定物質
6.	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第20項に規定する一種病原体等及び同条第21項に規定する二種病原体等
7.	貨幣、紙幣、銀行券、印紙、郵便切手又は有価証券の偽造品、変造品、模造品及び偽造カード(生カードを含む)
8.	公安又は風俗を害すべき書籍、図画、彫刻物その他の物品
9.	児童ポルノ
10.	特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権又は育成者権を侵害する物品
11.	不正競争防止法第2条第1項第1号から第3号までに掲げる行為を組成する物品

他法令

関税関係法以外の法令(通称「他法令」)の規程により許可、承認等必要なものがあります。
輸入通関(申告)時に税関へ提出し、確認をうけなければ輸入許可がされない場合があります(関税法第70条)。
また、ものによっては複数の法令に該当する場合があります。

薬事法

▶ 主管省庁課: 厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課 <http://www.mhlw.go.jp/>

農林水産省消費・安全局畜産安全管理課 <http://www.maff.go.jp/>

▶ この法律は、「医薬品」「医療部外品」「化粧品」「医療用具」について品質・安全性と体への有効性を確保します。

規制品目	具体的商材	通関時必要書類
医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、指定薬物、動物用医薬品	<p>医薬品 医師が処方する薬、薬局で買える風邪薬、胃腸薬、目薬、滋養強壮剤 等</p> <p>医薬部外品 薬用歯磨き剤、制汗スプレー、ベビーパウダー、育毛/染毛剤、入浴剤 等</p> <p>化粧品 石鹸、歯磨き剤、シャンプー、リンス、スキンケア用品、メイクアップ用品 等</p> <p>医療用具 眼鏡(サングラスは除外)、コンタクトレンズ、体温計、補聴器、電気マッサージ器 等</p>	<p>【販売目的の場合】 製造業許可 製造販売業許可書 外国製造業者届書 製造販売届書 輸入届書 等</p> <p>【サンプル品等輸入の場合】 本薬監(薬監証明)</p> <p>【個人使用の場合】 輸入報告書 下記個数以内であれば不必要</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>医薬品・医薬部外品 用法用量からみて2か月分以内 化粧品 24個以内 医療用具 個人が使用して差し支えの無い最小単位 (例: 1セット)</p> </div>

食品衛生法

▶ 主管省庁課：厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課検疫所業務管理 <http://www.mhlw.go.jp/>

▶ この法律は、食品の安全性の確保のために、飲食に起因する衛生上の危害を防ぎ、国民の健康の保護を図ります。

規制品目	具体的商材	通関時必要書類
すべての飲食物、添加物、食器、容器包装、おもちゃ等	<p><u>飲食物・添加物</u> アルコール飲料、清涼飲料水、加工食品、くるまえばい属の稚えび、コーヒー豆、紅茶、魚類、香辛料、小麦、小麦粉、米、米穀、米飯、米粉、酒、砂糖、滋養強壮剤、食肉、生鮮品、生鮮野菜、調味料、でん粉、脱脂粉乳、鳥及びその加工品、鳥類の卵、バター、ハム、ソーセージ、加工食肉、もち、麦、豆類、レトルト食品、練乳等</p> <p><u>食器</u> 皿、茶碗、スプーン、水筒等</p> <p><u>おもちゃ</u> ぬいぐるみ、乳幼児が口に入れる恐れがあるもの等</p>	<p>【販売目的の場合】 食品等輸入届出書またはFAINS申請用紙 分析証明書(原材料による)</p> <p>【サンプル品等輸入の場合】 確認願 (社内検討用サンプル等)</p> <p>【個人使用の場合】 確認願</p>

植物防疫法

▶ 主管省庁課：農林水産省消費・安全局植物防疫課 <http://www.maff.go.jp/pps/>

▶ この法律は、輸出入植物および国内植物を検疫し、植物に有害な動植物の駆除とまん延の防止を行います。

規制品目	具体的商材	通関時必要書類
植物	コーヒー豆、かご、生花、米、麦、小麦粉、生鮮野菜、香辛料、種子、豆類、ドライフラワー、木材等	植物検査合格証明等

高圧ガス保安法

▶ 主管省庁課：経済産業省原子力安全・保安院保安課 <http://www.meti.go.jp/>

▶ この法律は、高圧ガスによる災害を防止するため、高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動その他の取扱及び消費並びに容器の製造及び取扱の規制をします。

規制品目	具体的商材	通関時必要書類
高圧ガス	スプレー缶、エアゾール製品等	輸入高圧ガス検査合格証

毒物及び劇物取締法

- ▶ 主管省庁課：厚生労働省医薬食品局審査管理課 <http://www.mhlw.go.jp/>
- ▶ この法律は、毒物及び劇物について、保健衛生上の見地から必要な取締を行います。

規制品目	具体的商材	通関時必要書類
毒物、劇物	黄燐、水銀、メタノール 等	輸入登録票

家畜伝染病予防法

- ▶ 主管省庁課：農林水産省消費安全局、動物衛生課 <http://www.maff.go.jp/>
- ▶ この法律は、家畜の伝染性疾患の発生を予防し、まん延を防止することにより、畜産の振興を図ることを目的とします。

規制品目	具体的商材	通関時必要書類
動物及びその派生物	偶蹄類の動物、馬、鶏、あひる、兎、みつばち及びこれらの動物の肉、ソーセージ、ハム等、稲わら（一部）等	輸入検疫証明書

狂犬病予防法

- ▶ 主管省庁課：農林水産省消費安全局、動物衛生課 <http://www.maff.go.jp/>
- ▶ この法律は、狂犬病の発生を予防し、まん延を防止・撲滅することにより、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図ることを目的とします。

規制品目	具体的商材	通関時必要書類
動物及びその派生物	犬、猫、あらいぐま、きつね、スカンク 等	犬等の輸入検疫証明書 狂犬病予防法に基づく動物の輸入検疫証明書

輸入貿易管理令

- ▶ 主管省庁課：経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課 <http://www.meti.go.jp/>
- ▶ この法律は、輸入貿易の管理を規定することを目的とします。

規制品目	具体的商材	通関時必要書類
輸入割当品目	たら、ぶり、のり、その他水産物 等	輸入承認申請書
輸入制限品目	鯨、鮪 等	輸入割当証明書 等
事前確認品目	ワクチン 等	

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律

- ▶ 主管省庁課：環境省自然環境局野生生物課 <http://www.env.go.jp/nature/>
- ▶ この法律は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化を図り、生物の多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを目的とします。

規制品目	具体的商材	通関時必要書類
鳥類または哺乳類に属する野生動物 等	鳥及びその加工品、獣及びその加工品、鳥類の卵	鳥獣適法捕獲証明書

水産資源保護法

- ▶ 主管省庁課：農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課水産安全室 <http://www.maff.go.jp/>
- ▶ この法律は水産資源の保護培養を図り、漁業の発展に寄与します。

規制品目	具体的商材	通関時必要書類
魚類 等	こい、きんぎょ、ふな属魚類、はくれん、こくれん、そうぎょ、あおうお、さけ科の発眼卵及び稚魚、くるまえび属の稚えび 等	輸入許可証 等

肥料取締法

- ▶ 主管省庁課：農林水産省生産局生産資材課 <http://www.maff.go.jp/>
- ▶ この法律は肥料の品質等を保全し、その公正な取引と安全な施用を確保するため、肥料の規格及び施用基準の公定、登録、検査等を行います。

規制品目	具体的商材	通関時必要書類
肥料		登録証 等

銃砲刀剣類所持等取締法

- ▶ 主管省庁課：環境省自然環境局野生物課 <http://www.env.go.jp/nature/>
- ▶ この法律は、銃砲、刀剣類等の所持、使用等に関する危害予防上必要な規制について定められています。

規制品目	具体的商材	通関時必要書類
けん銃、小銃、機関銃、猟銃、空気銃		IQ(事前輸入承認) 銃砲(散弾銃・猟銃)刀剣類所持許可証

※モデルガン、模造刀剣類は、別途検査申請が必要

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律

- ▶ 主管省庁課：経済産業省製造産業局化学物質管理課 <http://www.meti.go.jp/>
- ▶ この法律は、化学物質による環境の汚染や人の健康、動植物への支障を防止するため、化学物質の製造又は輸入の際、性状を審査し、必要な規制を行います。

規制品目	具体的商材	通関時必要書類
化学品	塩化ビニール 等	既存化学物質番号

印紙等模造取締法

- ▶ 主管省庁課：国税庁課税部課税総括課消費税室 <http://www.nta.go.jp/>
- ▶ この法律は、政府の発行する印紙に紛らわしい外観を有する物又税印の印影に紛らわしい外観を有するもの等の製造、輸入、販売、頒布を取り締まります。

規制品目	具体的商材	通関時必要書類
印紙に紛らわしい外観を有するもの		輸入許可証 等

郵便切手類模造等取締法

- ▶ 主管省庁課：総務省郵政行政局郵便企画課 <http://www.soumu.go.jp/>

主な品目	具体的商材	必要記載項目
郵便切手類に紛らわしい外観を有するもの		郵便切手類模造許可証 等

農薬取締法

- ▶ 主管省庁課：農林水産省消費・安全局農産安全管理課 <http://www.maff.go.jp/>
- ▶ この法律は、農薬について登録の制度を設け、販売及び使用の規制等を行なうことにより、品質の適正化と安全かつ適正な使用を確保します。

主な品目	具体的商材	必要記載項目
農薬		登録証 等

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律

- ▶ 主管省庁課：農林水産省生産局生産流通振興課 <http://www.maff.go.jp/>
- ▶ この法律は、輸入に係る砂糖及びでん粉等の価格調整に関する措置等を行い、国内産糖及び国内産いもでん粉の安定的な供給の確保を図ります。

主な品目	具体的商材	必要記載項目
砂糖、でん粉		承認書 等

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法

- ▶ 主管省庁課：農林水産省生産局畜産部牛乳乳製品課 <http://www.maff.go.jp/>

主な品目	具体的商材	必要記載項目
砂糖、でん粉		承認書 等

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律

▶ 主管省庁課: 農林水産省総合食料局食糧部食糧貿易課 <http://www.maff.go.jp/>

主な品目	具体的商材	必要記載項目
米穀・麦等	米、米粉、もち、米飯、大麦、小麦、メスリン、又はライ麦を加工、調製したもの等	納付金領収書等

火薬類取締法

▶ 主管省庁課: 経済産業省原子力安全・保安院保安課 <http://www.meti.go.jp/>

主な品目	具体的商材	必要記載項目
火薬、爆薬、火工品(導火線等)		火薬類輸入許可書

石油の備蓄の確保等に関する法律

▶ 主管省庁課: 経済産業省資源エネルギー庁石油精製備蓄課 <http://www.meti.go.jp/>

主な品目	具体的商材	必要記載項目
石油、揮発油、灯油及び軽油		石油輸入業者登録通知書のコピー

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

▶ 主管省庁課: 厚生労働省健康局結核感染症課・農林水産省消費・安全局動物衛生課 <http://www.mhlw.go.jp/> , <http://www.maff.go.jp/>

規制品目	具体的商材	通関時必要書類
感染症の恐れがある生物	サル、プレーリードッグ等	輸入検疫証明書

アルコール事業法

▶ 主管省庁課: 経済産業省製造産業局アルコール課 <http://www.meti.go.jp/>

主な品目	具体的商材	必要記載項目
アルコール分90度以上のアルコール		輸入事業許可書のコピー

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律

- ▶ 主管省庁課: 環境省自然環境局野生生物課 <http://www.env.go.jp/nature/>

規制品目	具体的商材	通関時必要書類
特定外来生物	ブラックバス、カミツキガメ 等	飼養等許可書、種類名証明書 等

麻薬及び向精神薬取締法

- ▶ 主管省庁課: 厚生労働省医薬食品局、監視指導・麻薬対策課 <http://www.mhlw.go.jp/>
- ▶ この法律は、麻薬及び向精神薬の濫用による保健衛生上の危害を防止することを目的とします。

規制品目	具体的商材	通関時必要書類
麻薬、向精神薬、麻薬向精神薬原料 等		麻薬輸入許可書

※ペンキ・絵の具・インク等、まれに成分によって該当する場合があります。

大麻取締法

- ▶ 主管省庁課: 厚生労働省医薬食品局、監視指導・麻薬対策課 <http://www.mhlw.go.jp/>
- ▶ この法律は、大麻の不正取引及び不正使用を防ぐため、大麻を取扱う者は免許制とし、この免許を受けた者以外は、大麻を取り扱うことを禁止することを目的とします。

規制品目	具体的商材	通関時必要書類
大麻草、大麻草製品		大麻輸入許可書

あへん法

- ▶ 主管省庁課: 厚生労働省医薬食品局、監視指導・麻薬対策課 <http://www.mhlw.go.jp/>
- ▶ この法律は、医療及び学術研究の用に供するあへんの供給の適正を図るため、けしの栽培・あへん・けしがらの譲渡、譲受、所持等について必要な取締を行うことを目的とします。

規制品目	具体的商材	通関時必要書類
あへん、けしがら		あへん輸入委託証明書

覚せい剤取締法

- ▶ 主管省庁課: 厚生労働省医薬食品局、監視指導・麻薬対策課 <http://www.mhlw.go.jp/>
- ▶ この法律は、覚せい剤の濫用による保健衛生上の危害を防止するため、覚せい剤及び覚せい剤原料の輸出入、所持、製造、譲渡、譲受及び使用に関して必要な取締を行うことを目的とします。

規制品目	具体的商材	通関時必要書類
覚せい剤、覚せい剤原料		覚せい剤原料輸入許可書

条約関係

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保護を図るため、野生動植物の輸出入等に関する条約採択会議の早期開催が勧告されました。そのため、アメリカ合衆国の主催により1973年にワシントンにおいて「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」が採択されました。

ワシントン条約

▶ 主管省庁課: 経済産業省貿易管理課 <http://www.meti.go.jp/>

主な品目	具体的商材	必要記載項目
【付属書Ⅰ】 絶滅のおそれのある種で取引による影響を受けている又は受けるおそれのあるもの	オランウータン、スローロリス、ゴリラ、アジアアロワナ、ジャイアントパンダ、木香、ガビアルモドキ、ウミガメ等	商業目的の取引は原則禁止です。
【付属書Ⅱ】 現在は必ずしも絶滅のおそれはないが、取引を規制しなければ絶滅のおそれのあるもの	クマ、タカ、オウム、ライオン、ピラルク、サンゴ、サボテン、ラン、トウダイグサ等	商業目的の取引は可能であるが、輸出国政府の発行する輸出許可書及び原産地証明書が必要な場合があります。
【付属書Ⅲ】 締約国が自国内の保護のため、他の締約国・地域の協力を必要とするもの	セイウチ(カナダ)、ワニガメ(米国)、タイリクイタチ(インド)、サンゴ(中国)等	商業目的の取引は可能であるが、輸出国政府の発行する輸出許可書及び原産地証明書が必要な場合があります。

※生きている動植物のみならず、はく製等も含まれ、また、その部分やそれらを用いた漢方薬、毛皮のコート、爬虫類の皮革製品及び象牙彫刻品等の加工製品も対象になります

※掲載情報につきましては充分に注意して掲載しておりますが、全てが最新で、かつ、当該サイトにアクセス頂いた時点において、その内容が実効性を保有していることを保証するものではありません。当情報が原因にて、発生した損害につきましては、弊社では責任を負いかねますのでご注意下さい。

(掲載情報取得日: 2011.10.1)